

どうなるの? どうすすめればいいのか?

相続無料相談会

完全予約制

日時
令和5年 2月5日(日) 午前10時～午後4時

会場

山形県司法書士会館

山形市小白川町一丁目16番26号

お電話でご予約ください。

予約期間/1月16日～31日の平日 午前10時～午後4時

予約電話番号/TEL:023(642)3434



『司法書士』と『税理士』がタッグを組んで、
相続登記や相続税申告など、相続に関する相談に
ワンストップでお応えします。

主催：山形県司法書士会

共催：山形地方法務局 (公社)山形県公共嘱託登記司法書士協会 協力：東北税理士会山形県支部連合会

予約不要

日時
令和5年 2月1日(水)～2月28日(火)までの平日

無料電話相談

050-5433-5793

午後1時30分 から 午後5時 まで

※電話が混み合う場合は、しばらくたってからおかけ直してください。

私たちも応援しています!



山形地方法務局マスコットキャラクター
やっほーず

令和6年4月から相続登記の申請が義務化されます

- ・相続登記の義務化以前の相続でも、不動産の相続登記がされていないものは、義務化の対象になります。今のうちから、相続登記を速やかに行うことが、重要です。
- ・法務局には、「自筆証書遺言書保管制度」という大切な遺言書を厳重に保管する制度がありますので、どうぞご利用ください。

上記に関するお問い合わせはこちらまで

山形地方法務局登記部門 023(625)1619

山形県司法書士会

山形市小白川町一丁目16番26号 ☎023(642)3434
<https://www.yamagata-shiho.jp/>

